

●利用にあたっての注意事項●

- ① **他の公園利用者の妨げにならない**ようにしてください。
- ② **音響機器を使用される場合、音量にご配慮**ください。
周辺施設や交通機関に支障があると判断した場合、音量制限をさせていただきます。
- ③ 階段やトイレ、店舗出入口周辺での利用はご遠慮ください。
- ④ **飲食や物品の販売行為はできません。**
- ⑤ **喫煙やハトの餌付けなどは止めて**ください。
利用に関する詳細は「利用の承認に係る審査基準」を確認してください。
- ⑥ 催事や工事等を除き、**公園内への車両の乗り入れはできません。**
海老名中央公園地下駐車場等の周辺有料駐車場をご利用ください。
利用に関する詳細は「利用の承認に係る審査基準」を確認してください。

●円形ステージの利用について●

- ① 利用回数：1団体につき原則として月2日までとします。
- ② 使用時間：連続して5時間以内。
準備・休憩・片付けの時間もこれに含まれます。
時間帯は、午前9時から午後6時までとします。
- ③ 演奏時間：1回の演奏は45分以内とし、
15分以上の休憩時間を設けてください。
- ④ 申請方法：**出演者に音楽事務所等の所属者や経営者がいる場合は、興行扱いとなるため行政の名義後援等が必要となります。**
※観客動員範囲を予測し、申請範囲に含めてください。
- ⑤ 企画書：使用楽器やタイムスケジュールを記載した企画書を提出。
- ⑥ 販売行為：CDやグッズの販売はできません。

●禁止事項●

- ① 施設を損傷し、又は汚損すること。
- ② 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- ③ 土地の形質を変更すること。
- ④ 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- ⑤ はり紙若しくは立札をし、又は広告を表示すること。
- ⑥ 立入禁止区域に立入ること。
- ⑦ 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
- ⑧ 海老名中央公園をその用途外に使用すること。
- ⑨ 上記のほか海老名中央公園の管理上支障のある行為をすること。
※その他、条例で定める行為を禁止とします。



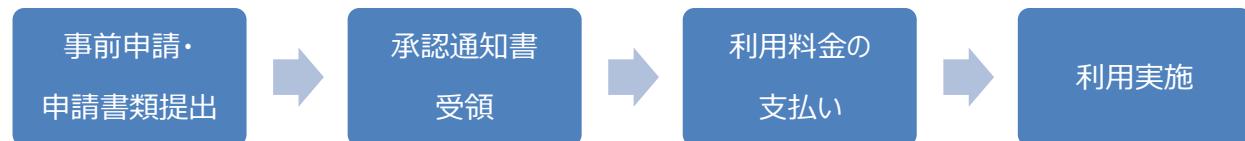
海老名中央公園 利用の手引き



海老名指定管理グループ(指定管理者) 事務局連絡先 (利用申請・問い合わせ窓口)

- ◎メール：ebina01@odakyu-bs.co.jp
- ◎電話：070-1046-8553
受付時間【平日 午前9時30分から午後5時30分まで】
- ◎郵送先：〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-28-12
小田急南新宿ビル2階
海老名指定管理事務局宛て
(株式会社小田急ビルサービス 警備事業部内)

申請の流れ ◎事前申請は現在、利用日から2カ月前の月の1日からの受付としています。
※WEBでは1日00:00より受け付けております。



空き状況を確認のうえ、利用日の2週間前までに申請・提出してください。
※右側の注意事項をご確認ください。

指定管理者から送付（メールまたは郵送）します。

指定期日までに
お支払いください。

承認書を持参
してください。

スマートフォンはこちらから↓

申請方法

WEB (<https://www.ebina-osg.jp/>)、メール、郵送にて受け付けます。
ご不明な点は、WEB問い合わせフォーム、お電話またはメールでお問い合わせください。



事前申請の注意事項について

★2025年3月1日から、海老名市内の企業・団体や個人の方の利用機会を増やすため、以下の通り**事前申請の受付開始時期を見直しました。**

- I 2ヶ月前の月の1日から事前予約ができるのは、海老名市に拠点のある企業・団体と市内在住・在勤者とする。
- II 市外の企業・団体と個人の方は、利用の1ヶ月前の月の1日からとする。

海老名中央公園は、スペースの利用申請を行うことで、催事、音楽活動、写真・映画撮影などできます。公園利用者に配慮し、ルールやマナーを守ってご利用ください。なお、利用については**推奨スペース**を設けています。

※利用推奨スペースはMAPの番号を参照してください。
各スペースの料は目安です。歩行空間を確保してご利用ください。

イベント利用推奨スペース



利用料金

区分	単位	期間の単位	利用料金
催事、音楽活動その他これに類すること	1㎡	日	10円
業として写真（静止画）を撮影すること	写真機1台	日	500円
業として映画（動画）を撮影すること	1回	日	5,000円
募金活動等その他これに類すること	1件	日	250円

FAQ

Q：利用できる時間帯を知りたい？	Q：集合場所として利用したいが申請は必要か？
A：午前9時から午後6時までとしています。	A：1時間以内の利用であれば申請不要です。
Q：お店のチラシを配布したいが可能か？	Q：催事で利用したいが可能か？
A：営利目的の利用はできません。	A：別途、行政の名義後援等が必要になります。

